

瀬戸市告示第57号

瀬戸市議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和6年5月2日

瀬戸市長 川本雅之

1 日 時 令和6年5月10日 午前10時

2 場 所 瀬戸市議会議事堂

3 付議事件

- (1) 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の買入れについて
- (2) 救助工作車Ⅱ型の買入れについて
- (3) 街路樹接触による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について
- (4) 令和6年度瀬戸市一般会計補正予算（第2号）
- (5) 専決処分の承認について  
瀬戸市市税条例の一部を改正する条例
- (6) 専決処分の報告について

## 目 次

|          |                                       |    |
|----------|---------------------------------------|----|
| 第 37 号議案 | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の買入れについて……………    | 1  |
| 第 38 号議案 | 救助工作車Ⅱ型の買入れについて……………                  | 2  |
| 第 39 号議案 | 街路樹接触による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について…………… | 3  |
| 第 40 号議案 | 令和 6 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 2 号）…            | 別冊 |
| 承認 第 1 号 | 専決処分の承認について……………                      | 別冊 |
|          | 瀬戸市市税条例の一部を改正する条例                     |    |
| 報告 第 3 号 | 専決処分の報告について……………                      | 別紙 |

6年市長提出第37号議案

災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）の買入れについて  
本市は、次の内容により災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）  
を買い入れるものとする。

令和6年5月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

- |   |            |   |
|---|------------|---|
| 1 | 買入物件       | 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）   |
| 2 | 車台及び<br>装置 | ダブルキャブ消防専用シャーシ<br>1段ポリユートポンプ（A-2級）、水槽（2,000<br>リットル）及び圧縮空気泡消火装置 |
| 3 | 契約方法       | 事後審査型一般競争入札   |
| 4 | 買入価額       | 70,378,000円   |
| 5 | 買入先        | 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号<br>株式会社モリタ名古屋支店<br>支店長 土居典生                    |

（理由）

この案を提出するのは、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）  
の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分  
に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の  
議決を求めるため必要があるからである。

6年市長提出第38号議案

救助工作車Ⅱ型の買入れについて

本市は、次の内容により救助工作車Ⅱ型を買い入れるものとする。

令和6年5月10日提出

瀬戸市長 川本雅之

- |   |            |  |
|---|------------|--|
| 1 | 買入物件       | 救助工作車Ⅱ型  |
| 2 | 車台及び<br>装置 | ダブルキャブ消防専用シャーシ<br>動力伝達装置、ウインチ装置、クレーン装置、屋上上昇<br>式照明装置及び梯子昇降装置 |
| 3 | 契約方法       | 事後審査型一般競争入札  |
| 4 | 買入価額       | 157,300,000円   |
| 5 | 買入先        | 名古屋市西区中沼町14番地<br>キンパイ商事株式会社名古屋支店<br>取締役支店長 森弘行               |

(理由)

この案を提出するのは、救助工作車Ⅱ型の買入れに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和52年瀬戸市条例第1号）第3条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

## 6 年市長提出第 3 9 号議案

街路樹接触による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について

本市が当事者である街路樹接触による物損事故について、次によりその損害賠償の額を決定し、和解するものとする。

令和 6 年 5 月 1 0 日提出

瀬戸市長 川本雅之

### 1 事故の概要

令和 5 年 1 0 月 1 1 日東赤重町 2 丁目地内において、相手方普通貨物自動車市道を走行中、道路側に傾いた街路樹に接触し、当該車両が損傷した物損事故

### 2 損傷の状況

箱型荷台の損傷

### 3 損害賠償の額

1, 0 0 9, 4 4 0 円（車両損害料及び代車費用）

### 4 和解の要旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件に係る損害賠償として上記 3 の金額を、和解成立後 3 0 日以内に相手方の指定する方法で支払う。
- (2) 本市が上記(1)の義務を履行したときは、本件は、全て解決されたものとし、本市と相手方の間には、本件に関し、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

（理 由）

この案を提出するのは、本市が当事者である街路樹接触による物損事故に係る損害賠償の額を決定し、及び和解するに当たり、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、

議会の議決を求めるため必要があるからである。